

独立行政法人水資源機構分任契約職
木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一
(公印省略)

見積依頼書

- 1 件 名 弥富管理所庭木剪定業務
2 施 行 場 所 愛知県弥富市五明3丁目15番地
3 工 期 契約締結の翌日から令和8年3月13日まで
4 内 容 等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行ますので入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 下記に掲げる全ての条件を満たしている者であること。
①岐阜県、愛知県又は三重県に本店、支店又は営業所等が存すること。
②機構における一般競争参加資格業者のうち、役務の提供の業種区分の「設備の保守・点検管理」の認定をうけており、かつ、営業品目の「庭園管理等」に登録していること。
- 2 見積書等
- 1)様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに拵りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
- 3)提出期限 令和8年2月3日 12:00まで
- 4)提出先 独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 経理課 担当者
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482
- 5)質問書 令和8年1月22日 12:00まで
※質問の回答については、令和8年1月26日までにHPに掲載します。
- 6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和8年2月3日 16:00までとします。
- 7)その他
- ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
- ②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 3 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 4 その他
- 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2)受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

弥富管理所庭木剪定業務 仕様書

第1節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構木曽川中下流用水総合管理所が施行する「弥富管理所庭木剪定業務」（以下「業務」という。）に適用する。

第2節 施工場所

愛知県弥富市五明3丁目15番地

水資源機構木曽川中下流用水総合管理所弥富管理所

第3節 施工概要

本業務は、弥富管理所敷地内の庭木の剪定を行うものである。

第4節 工期

工期は、契約締結の翌日から令和8年3月13日までとする。

第5節 業務内容と数量

(1) 業務内容

別添の位置図にある庭木の剪定を行うこと。道路との境のフェンスから約30cm程度のところで剪定を行い、高さを約4m程度にすること。

記念碑周辺については同程度の高さに加え記念碑が隠れないように、また倒木が起きないよう剪定を行うこと。

樹種：カイヅカイブキ

高さ：約5～7m

作業範囲：道路沿い33m + 記念碑周辺約80m²

（幹周30～60cm 約30本 幹周60～90cm 約12本）

本業務で発生した木材及びごみは関係法令「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、受注者の責任において、適正に処理及び処分を行うものとする。

第6節 施行する際の注意点

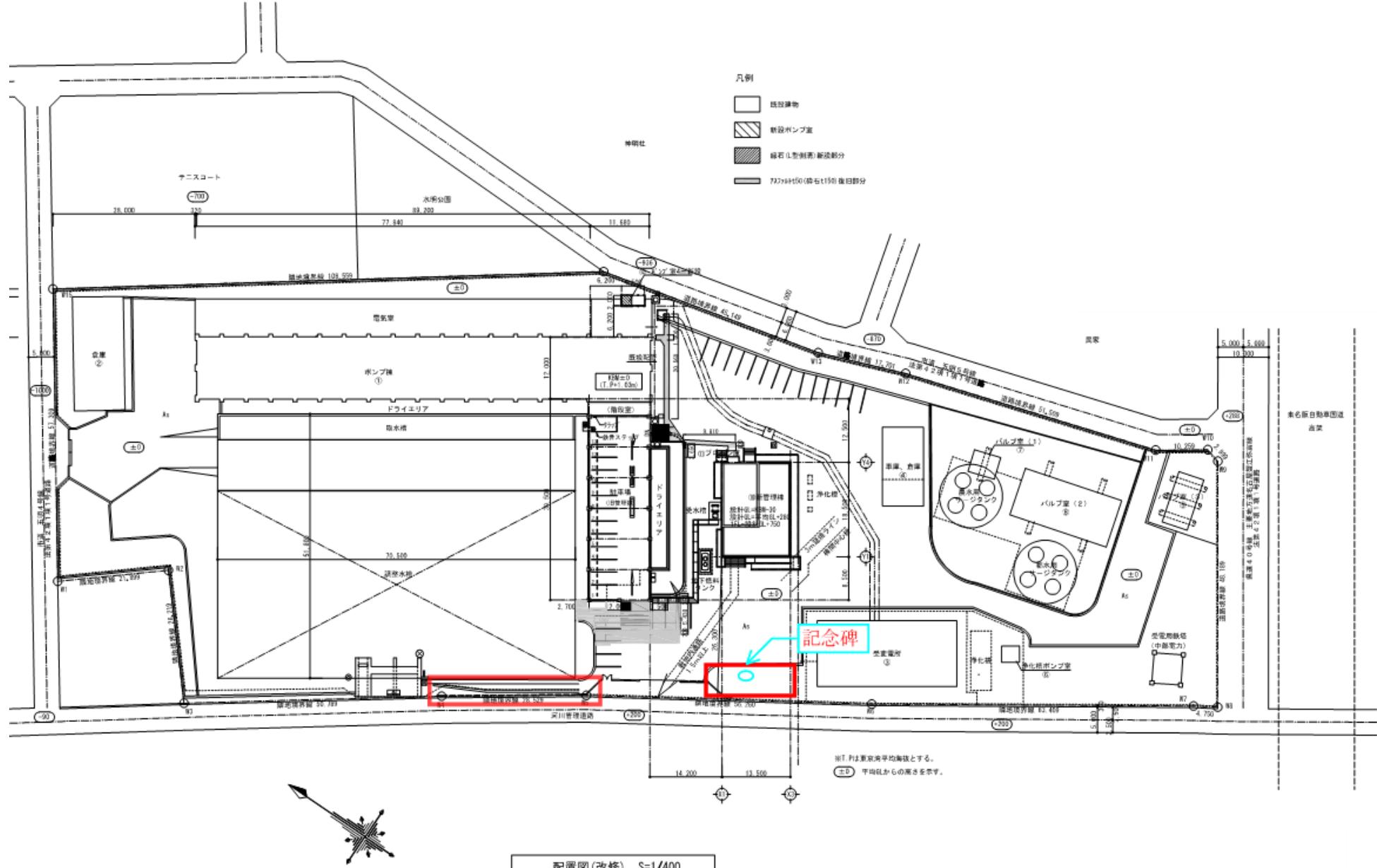
- (1) チェーンソーを使用する際は、資格を持っている者が作業を行うこと。
- (2) 業務の実施に当たっては、関係法規等を遵守するとともに作業中の安全管理に十分に留意すること。また、周辺道路の車両及び通行者等の安全に十分注意し、必要に応じて、誘導員を配置するなど通行車両に迷惑をかけることのないよう配慮すること。

第7節 提出書類

着手前及び完了時の状況が確認できる写真帳（カラー写真）に整理して提出すること。

第8節 その他

本仕様書に明記していない事項については、担当職員と受注者が協議して決定するものとする。



北側



南側（記念碑側）



FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 経理課 担当者 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年1月21日に交付された(件名:弥富管理所庭木剪定業務)の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

- 例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4=127$
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	(1)	4	$127 \div 2\text{者}=63 \text{ 余り } 1$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

- 例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4+1=128$
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	$128 \div 3\text{者}=42 \text{ 余り } 2$
◎◎工業	¥500,000-	(2)	1	

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。